

桂の関温泉ゆ〜む省エネ改修（照明設備LED化）工事

番 号	図 面 名 称	縮 尺 (A1)
E-01	電気設備工事特記仕様書(1)	N. S
E-02	電気設備工事特記仕様書(2)	N. S
E-03	照明設備姿図	N. S
E-04	電灯設備 1階平面図(改修後)	1/100
E-05	電灯設備 1階平面図(改修前)	1/100

桂の関通泉ゆ〜む省エネ改修（照明設備LED化）工事		章		項目		特記事項		根拠項目		章		項目		特記事項		根拠項目		章		項目		特記事項		根拠項目							
工 事 場 所 新潟県岩船郡関川村 下関1307-11																															
建 物 概 要																															
建 物 名 称		構 造		階 数		延べ面積（㎡）		消防令別表第一		備 考																					
桂の関通泉ゆ〜む		R C		1階		2.261																									
仕 様 書																															
1. 共 通 仕 様																															
1 本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、次にによる。																															
新築及び増築に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版」（以下「仕様」という。）及び「国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和4年版」（以下「標準図」という。）による。																															
改修に係る電気設備工事においては、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和4年版」（以下「改修仕様」という。）及び標準図による。ただし、改修仕様に記載されていない事項は、仕様による。																															
2 仕様及び改修仕様を用いられている用語を、次のとおり読み替える。																															
(1) 「契約書」とを「新潟県財務規則（昭和57年3月1日新潟県規則第10号）別記（第78条関係）建設工事請負基準約款」（以下「約款」という。）に読み替える。																															
(2) 「監督職員」を「監督員」に読み替える。																															
3 次の各号に該当する仕様及び改修仕様の項目について、仕様及び改修仕様の規定を別表に置き換えて適用する。（以下〔 〕は、改修仕様の項目を表示）																															
(1) 第1編 第1章 1.1.2 [1.1.2] 用語の定義の(7)、(A)、(7)																															
(2) " 1.4.2 [1.4.2] 機材の品質等の(1)及び(2)																															
(3) " 1.4.4 [1.4.5] 機材の検査等の(1)																															
(4) " 1.6.1 [1.10.1] 工事検査の(2)及び(3)																															
4 仕様及び改修仕様の次の項目の規定は適用しない。																															
第1編 第1章 1.1.2 [1.1.2] 用語の定義の(7)																															
" 1.6.2 [1.10.2] 技術検査																															
別 表																															
号		項 目		置き換え後の仕様及び改修仕様の規定																											
		第1編 一般共通事項																													
		第1章 一般事項																													
(1)		1.1.2 [1.1.2] 用語の定義		(7) 「監督員」とは、約款第10条に基づき受注者に通知された者という。																											
				(A) 「書面」とは発行年月日及び氏名が記載された文書又は新潟県OALSシステム上で電子決裁処理された電磁的記録をいう。																											
				(7) 「工事検査」とは、約款に基づき次の各事項の確認をするために発注者又は検査機関が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばい等の検査を含む。（ただし、②に係る検査を除く。）																											
				① 工事の完成（約款第32条）																											
				② 部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等（約款第38条）																											
				③ 部分引渡しの指定部分に係る工事の完成（約款第39条）																											
				④ 契約の解除時における出来形部分（約款第48条）																											
				⑤ 必要がと認めたとときの臨時検査（約款第50条）																											
(2)		1.4.2 [1.4.2] 機材の品質等		(1) 使用する機材は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（契約時の最新版）」に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造所の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品に限らない。なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。																											
				(2) 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（試験成績書等）を監督員に提出する。																											
				ただし、設計図書においてJISによると指定された機材でJISマーク表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合（次の(7)から(9)までのいずれかに該当する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたと見なすことができる。）は、資料の提出を省略することができる。																											
				(7) 建築基準法その他の認定品で、マーク等の確認ができる機材																											
				(8) 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿に記載されている機材又は製造所の製品（特記で仕様及び改修仕様の規定に基づき品質及び性能以外を規定した場合を除く。）																											
				(9) 特記により指定された材料又は製造者の製品																											
(3)		1.4.4 [1.4.5] 機材の検査等		(1) 工事現場に搬入した機材は、種別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の(7)若しくは(4)に該当する場合及びあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。																											
				(7) 工事完成検査時または工事写真で、JISマークを確認できる場合																											
				を証明するマーク等を確認できる場合																											
(4)		1.6.1 [1.10.1] 工事検査		(2) 約款に基づき部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。																											
				(3) (1)の通知又は(2)の請求に基づく検査並びに約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。																											
Ⅱ. 特 記 仕 様																															
凡 例																															
(1) 章と項目は、番号に○印のついたものを適用する。特記事項は、・に○印のついたものを適用する。																															
(2) 特記事項で○印のない場合は、※印のあるものを適用する。○印と※印のある場合は、○印のあるものを適用する。																															
(3) 根拠項目の[a-b.c.d]は、標仕の第a編第b章第c項を表す。																															
				根拠項目の[a-b.c.d]は、改修標仕の第a編第c章第d項を表す。																											
章		項目		特記事項		根拠項目				章		項目		特記事項		根拠項目		章		項目		特記事項		根拠項目							
1 一般事項		1 工事実績情報の登録		請負工事費50万円以上の場合登録する。		(1-1.1.4)				1 電気方式		・ 3相3線式		・ 6kV		(3-1.1.1)		15		1 用途		・ 一般放送用		・ 非常放送用		・ 併用		(6-1.9.1)			
		2 概成工期		※ 無 ・ 有 (工期 令和 年 月 日)		[1-1.1.4]				2 電機機の接地		・ 単独接地		・ 共同接地 (・ 共通母線式 ・ 金属管接地式) ・ 架台		[2-2.16.1]				2 増幅器		・ 卓上形		・ キャビネットラック形		デスク形		[6-2.18.1]			
		3 内部の工事期間等		着手 令和 年 月 日 ~ 終了 令和 年 月 日 までとする。		[1-1.2.1]				3 配線用遮断器		・ 単相2線式 200V/100V		・ 直流2線式 100V						3 出力		(W)									
				部分使用に係る条件に変更がある場合は、部分使用承諾書により、施設内部の使用を開始する。						4 配線用遮断器		・ 電池内蔵形		・ 電源別置形						4 マイクスタンド		・ 床山形		・ 卓上形 (・ 高さ調整式 ・ 固定式)							
				次の作業は内部工事着手前に入る。ただし、着手日、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。						5 フラアコンセント		・ 収納形		・ 上下動形						5 アンテナ		・ ホットアップ		・ FM (材質)		・ ワイヤレスマイク用					
				※ 現場調査						6 積算計器		・ 無検定		・ 検定付						6 マイクホン		・ ワイヤレスマイク		・ 電波式アナログ方式		・ 電波式デジタル方式					
				資格が必要な工事の施工にあたっては、関係法令に基づき、次の資格を有する者により施工をおこなうこと。						7 低圧用SPD		・ クラスⅠ (Vn以下) 6kA以上、電圧防護レベルⅤ以下) ・ クラスⅡ								7 通信用SPD		・ カテゴリC2		・ カテゴリD1							
				※ 電気工事士 ※ 認定電気工事従事者 ※ 消防設備士 ※ 電気通信工事担任者						8 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		(6-1.10.1)	
				※ 特種電気工事資格者 (非常用予備発電装置)						9 外部雷保護		・ レベルⅠ		・ レベルⅡ		・ レベルⅢ		・ レベルⅣ				・ 観音寺		・ 観音寺		・ 観音寺		[6-2.19.1]			
				また、契約電力500kW以上の電気工作物においても、次の者により施工をおこなうこと。						10 電圧計		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										11 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										12 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										13 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										14 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										15 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										16 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										17 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										18 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										19 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										20 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										21 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										22 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										23 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										24 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										25 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										26 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										27 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										28 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										29 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										30 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										31 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・ 構造体利用						・ 障害物		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン		・ 外部受付用インターホン			
										32 接地抵抗		・ 針状		・ 水平導体又はメッシュ導体		・															

章	項目	特記事項	根拠項目
25 追加特記事項	1 公共事業労務費調査 2 工事監理方式 3 適用基準等 4 総合図 5 工事成績評定 6 アスベスト含有の建材 7 中間技術検査	※ 協力する。 共同監理 ・ あり ※ なし ・ 宮崎工事電子納品要領(案) (国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課監修) ※ 工事運行マニュアル(新潟県土木部都市局営繕課作成) ※ 作成する ・ 作成しない 受注者は、工事成績評定の対象となる工事施工において、自ら立案し実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。(様式等は工事運行マニュアルによる。) アスベスト含有の建材は使用しない。 ただし、やむを得ずアスベスト含有建材を使用する場合は事前に監督員と協議を行うこと。 低入札価格調査基準価格を下回った額で契約となった場合は、中間技術検査を1回実施する。 検査時期については、工事現場着手前に監督員と協議すること。	

<表－1> 設計用標準水平精度

設置場所	機器種別	「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年版」建築設備の耐震設計による			
		・ 特定の施設（ ・ 甲類 ・ 乙類 ）		・ 一般の施設（ ・ 乙類 ）	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階	機 器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0
屋上及び屋根	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5
	機 器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
中間階	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0
	機 器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4
地下・1階	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6

重要機器： ・ 配電盤 ・ 発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置
・ 交換機 ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視装置 ・
上層階の定義： 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。

<表－2> あと施工アンカー

1 共通事項	(1) 既設の「ナット及びワッシャー」は原則として使用しない。やむを得ず既設の「ナット及びワッシャー」を再利用する場合は、状態及び強度をよく確認し、十分に清掃してから使用する。また、引張強度の確認試験については次による。 () (2) あと施工ワッシャーについては機械設備工事標準図（施工19）による。 (3) 穿孔作業には、専用「ドリル、振動ドリルやハンマードリル等」を使用し、必要埋設深さを確保するため、穿孔深さの「ドリル」への表示や「トリップ」付き「ドリル」の使用等を行う。
2 重要機器用のあと施工ワッシャー	(1) 重要機器の耐震固定等に使用するあと施工ワッシャーは金属拡張ワッシャー又は接着系ワッシャーとし、耐震計算にて選定を行う。 (2) 金属拡張ワッシャーの仕様は、次による。 (ア) 金属拡張ワッシャーは、(社)日本建築あと施工ワッシャー協会の金属系あと施工ワッシャー品質性能判定表の性能を満足する製品とする。 (イ) 金属拡張ワッシャーの「A」方式は、図示による。図示がなければ、本体打込み式とする。 (ウ) 金属拡張ワッシャー本体の径及び埋め込み深さは、図示による。 (エ) 「ドリル」筋の種類、径及び長さは図示による。 (3) 接着系ワッシャーの仕様は、次による。なお、次により施工が困難な場合は、監督員と相談すること。 (ア) 接着系ワッシャーは、(社)日本建築あと施工ワッシャー協会の接着系あと施工ワッシャー品質性能判定表の性能を満足する製品とする。 (イ) 接着系ワッシャーは、「B」仕様とし、接着剤の材質及び「B」仕様の種類は図示による。 (ウ) 接着系ワッシャーの埋込深さ及び許容引張荷重については、機械設備工事標準図（施工19）による。 (4) あと施工ワッシャーの施工には、工事内容に相応した施工の指導を行うあと施工ワッシャー技術管理士又は主任技士を置く。 (5) あと施工ワッシャー作業における技能者は、あと施工ワッシャー工事の施工に関する十分な経験と技能を有する主任技士又は第1・2種あと施工ワッシャー施工士とする。 (6) あと施工ワッシャーの撤去は、専用の工具を使用し、構造物に影響を与えないようにすること。

<表－3> 用語の説明

(1) 「撤去」とは、既存物を壊し取ること。
(2) 「取外し」とは、再使用を考慮して、丁寧に外すこと。
(3) 「撤去・新設」とは、既存物を撤去し、新たな物を設置すること。
(4) 「取外し・再取付」とは、既存物を取外し、同じ物を取付けること。 [1-1.4.3]
(5) 「備品移動」とは、工事の施工に支障となる備品を一時的な場所に保管し、工事終了後に元の場所に戻すこと。

<表－4> 発生材の処理等

1. 再生資材の利用					
下表資材の使用に際し、再生資材を利用すること。					
再生資材名	規 格	使用箇所	再資源化施設名・所在地	備 考	

2. 建設発生土の利用					
盛土等に使用する発生土は、下表の工事からの建設発生土を利用すること。					
発注機関	工事名	発生場所	施工会社名・連絡先	備 考	

3. 建設発生土の搬出					
工事の施工により発生する建設発生土は、下表の場所に搬出すること。					
受入工事名／施設名称					
工事場所／施設所在地					
連絡先					
仮置場所の有無					
備考					

4. 建設廃棄物の搬出					
工事の施工により発生する廃棄物は、下表の場所に搬出するものとし精算している。					
搬出する廃棄物名					
処理施設名称					
施設所在地					
連絡先					
備考					

上表は精算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。
5. 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、 同法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。
6. 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。
7. 協議について
建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに監督員に報告し、協議すること。

<表－5> 工事区分表

注) 原則○印を適用する。

ただし、掲載記載してある項目についての区分はその項目を必要とする施工者に適用する。

項 目		建	電	空	衛	厨	居	床	外	備 考		
躯体関係												
1. RC造（梁・壁・床）の貫通 孔・開口部	貫通「X」-材及び取付け	○	○	○	○	○						
	補強を要する型枠材及び取付け	○										
	補強を要しない型枠材及び取付け	○	○	○	○	○				防火区画、防煙区画		
	貫通孔・開口部の重出し	○	○	○	○	○				防火区画、防煙区画		
	貫通孔・開口部の補強	○										
2. S・SRC造 ・はり貫通口	「X」-型枠の穴埋め	○	○	○	○	○						
	S・SRC造貫通鋼管鋼管「X」-補強	○										
	使用された「X」-の穴埋め	○	○	○	○	○						
3. 設備機器の 基礎	予備「X」-の穴埋め	○	○	○	○	○						
	建築設計図に記入のあるもの	○										
	室内の基礎（建築設計図に記入のないもの）		○	○	○							
	屋外・屋上の基礎	○										
	屋上基礎で埋えつに「X」-「P」しない軽微なもの		○	○	○							
仕 上 げ 関 係	機架取付け用「X」-・梁台		○	○	○							
	屋内受水「X」-用の基礎	○										
電気関係												
電気配管配線	機器付属の制御盤以降の配管配線（接地線共）			○	○					二次側		
	機器付属の制御盤への電源供給配管配線		○							一次側		
	機器と付属操作「X」-の取付け及び渡り配管配線			○	○							
その他（工事区分を特に間違えやすい項目）												
天井材の 取外し再取付	各種配管配線作業用	○	△	△	△					小規模は監督員と協議		
	各種配管配線作業用	○	△	△	△					小規模は監督員と協議		
床はつり補修	各種配管配線作業用	○	△	△	△					小規模は監督員と協議		
流し台・ガス台 便所手洗い カウンター		○								衛生陶器は衛生設備		
洗面化粧台					○							
誘導標識		○								誘導灯は電気設備		
ガス漏れ警報器 24時間監視					○					ガス漏れ火災警報設備 は電気設備		
運動スイッチ	機器納入				○							
湯沸器	取付		○									
運動スイッチ	機器納入				○							
湯沸器	取付		○									
上記以外 換気扇スイッチ	機器納入、取付		○									

<表－6>機器取付高

機器取付高は、下表を標準とする。ただし、監督員の指示により変更ことがある。		
名称	測点	取付高（mm）
取引用計器	地上・上端	※ 2,000
引込開閉器	〃	※ 1,800
電 灯	分電盤	床上・中心 ※ 1,500（上端1,900以下）
	タンブラスイッチ（一般）	〃 ※ 1,300
	〃（身障者用）	〃 ※ 900～1,000
	コンセント（一般）	〃 ※ 300
	〃（和室）	〃 ※ 200
	〃（台所）	台上・中心 ※ 150
	ブラケット（一般）	床上・中心 ※ 2,100
	〃（踊場）	〃 ※ 2,500
	〃（鏡上）	鏡端・中心 ※ 150
	〃（浴室）	床上・中心 ※ 天井高×0.9
動 力	非常照明器具用遮断器	- ※ 1,200
	避難口誘導灯	床上・下端 ※ 1,500以上
	廊下通路誘導灯	床上・上端 ※ 1,000以下
電 話	壁掛型制御盤	床上・中心 ※ 1,500
	手元開閉器	〃 ※ 2,500（上端1,900以下）
	操作スイッチ・押ボタン	〃 ※ 1,300
時 計	室内端子盤	床上・下端 ※ 300
	中間端子盤	床上・中心 ※ 1,500
	保安器箱	〃 ※ 天井高×0.9
拡 声	壁掛位置ボックス（一般）	床上・中心 ※ 300
	〃（和室）	〃 ※ 200
表 示 電 路	壁掛形観時計	床上・中心 ※ 1,500（上端1,900以下）
	予時計	〃 ※ 天井高×0.9
音 量	壁掛形スピーカー	床上・中心 ※ 天井高×0.9
	壁付音量調整器	〃 ※ 1,300
イ ン タ ー ホ ン	表示盤	床上・中心 ※ 天井高×0.9
	壁付発信器	〃 ※ 1,300
	プザー・ベル	〃 ※ 天井高×0.9
テ レ ビ	押ボタン（一般）	〃 ※ 1,300
	〃（身障者用）	〃 900～1,000
火 災 報 知 器	壁付インターホン	床上・中心 ※ 1,300
	身体障害者用	〃 ※ 1,000
	壁付位置ボックス（一般）	〃 ※ 300
ガ ス 警 報 器	〃（和室）	〃 ※ 200
	機器収容箱	床上・中心 ※ 1,500
	テレビアウトレット（一般）	〃 ※ 300
ガ ス 警 報 器	〃（和室）	〃 ※ 200
	受信機・副受信機	床上・操作部 ※ 800～1,500
	専用総合盤	床上・中心
ガ ス 警 報 器	発信器	〃
	ベル	〃 2,300
	消火栓・表示灯	〃 ※ 2,100
ガ ス 警 報 器	試験器	〃 ※ 1,500
	ＬＰガス用	床上・上端 ※ 300以内
	都市ガス用	天井面・下端 ※ 300以内



